

美唄市告示第 94 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、平成 24 年度に美唄市が発注する物品の購入及び物品の賃貸借契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格要件、資格申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

平成 23 年 12 月 26 日

美唄市長 高橋 幹



第 1 資格

1 資格要件

競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の資格要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項（政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 平成 24 年 1 月 1 日現在において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- (4) 法人税（個人事業者については申告所得税）及び消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 本市に本店、支店、営業所等を有する場合は、法人市民税（個人事業者については市道民税）、固定資産税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を役員、支配人、営業所の代表者、理事又は使用人として使用していないこと。

2 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定により設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）の規定により設立された協業組合（以下「協業組合」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合においては、設立の際に資格を有する者が構成員の過半数を占めているとき。

第2 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

第3 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅する。

- (1) 第1に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。

第4 資格審査の申請時期及び方法等

1 申請時期

- (1) 平成24年1月16日から平成24年2月15日までとする。
- (2) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、前号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第1号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (4) 特に市長が必要と認めた者に係る申請時期は、市長の指定する日とする。

2 申請書類の様式及び提出方法等

- (1) 申請書類の様式は、本市の定める様式を使用する。
- (2) 提出の方法については、持参又は郵送のいずれも可とする。
- (3) 提出先は、総務部契約管財課契約管財グループとする。